

介護サービスの事業者指定に係る審査手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱」（平成11年京都府告示第384号。以下「指定要綱」という。）及び「介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱」（平成17年京都府告示第389号。以下「審査手続要綱」という。）に定める協議、申請及び届出に係る提出書類について定めることを目的とする。

(業務管理体制の整備（区分の変更）届出書)

第2条 指定要綱第3条の規定による業務管理体制の整備（区分の変更）届出書は、様式1によるものとする。

(業務管理体制変更届出書)

第3条 指定要綱第4条の規定による業務管理体制変更届出書は、様式2によるものとする。

(事前相談に係る提出書類)

第4条 審査手続要綱第4条第1項の規定による居宅事前相談票は、様式3によるものとする。

2 審査手続要綱第12条第1項の規定による施設事前相談票は、様式4によるものとする。

(指定申請に係る提出書類)

第5条 審査手続要綱第5条第2項第1号及び第13条第2項第1号に掲げる誓約書は、様式5によるものとする。

2 審査手続要綱第5条第2項第2号及び第13条第2項第2号に掲げる書類は、様式6及び様式7によるものとする。

(更新申請に係る提出書類)

第6条 審査手続要綱第10条第2項第1号及び第16条第2項第1号に掲げる誓約書は、様式5によるものとする。

附 則

この要領は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。